

掛川市教育委員会後援名義使用許可取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、掛川市教育委員会後援名義の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「後援」とは、主催者の行う事業の趣旨に賛同し、後援名義の使用を許可することをいう。

(対象者)

第3条 後援の対象者は、次の各号のいずれかに該当する団体（政治的団体及び宗教団体を除く。）とする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 公益法人又は特別の法律に基づき設立された法人
- (3) 学校教育及び社会教育をはじめ、広く生涯学習の普及・振興に資すると認められる団体
- (4) 新聞、ラジオ、テレビその他報道機関、学術研究機関等で公益性の高いもの
- (5) 前各号に準ずる団体で、教育委員会が特に適当と認めたもの

(対象事業)

第4条 後援の対象事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 事業の目的が、教育、学術、文化、スポーツ等、広く市民の生涯学習運動の推進に寄与すると認められるもので、かつ、政治的、宗教的、営利的色彩のないものであること。
- (2) 実施時期、場所、方法等が適切であること。
- (3) 入場料、参加料等が適切であること。児童・生徒を対象とする事業にあつては、無料又は実費程度の料金を原則とすること。

(後援の申請)

第5条 後援を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ掛川市教育委員会後援名義使用許可申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、事業の内容を審査するため、前項の申請書のほか事業計画書（様式第2号）、収支予算書（様式第3号）などの必要な資料の提出を求めることができる。

(許可又は不許可の通知)

第6条 教育委員会は、後援したときは、後援名義使用許可書（様式第4号）、後援しないときは、

後援名義使用不許可通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（条件の付与）

第7条 教育委員会は、前条の規定により後援するときは、原則として、申請者に対して次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 教育委員会は、後援に伴う事業経費の負担及びその他の援助等を一切行わないこと。
- (2) 事故防止等に関する措置を十分講ずること。
- (3) 後援名義を使用した書類（開催要綱、チラシ等）が出来たときは速やかに教育委員会に提出すること。
- (4) 後援を受けた後に、当該後援に係る事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめその内容を届け出ること。
- (5) 後援を受けた事業が終了したときは、掛川市教育委員会後援名義使用実施報告書（様式第6号）を教育委員会に提出すること。ただし、教育委員会が必要がないと特に認めるときは、この限りでない。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認めること。

（後援の取消し）

第8条 教育委員会は、後援を受けた者（以下「使用者」という。）が第4条各号のいずれかに違反し、又はその本来の目的から逸脱したと認めるときは、当該後援を取り消すことができる。

- 2 前項の場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、教育委員会は、その賠償の責めを負わない。
- 3 第1項に規定する取消しに係る広告は、使用者負担で行うこととする。

附 則

この告示は、平成24年11月21日から施行する。

掛川市教育委員会後援名義使用許可申請書

年 月 日

（あて先）掛川市教育委員会

団 体 名	
代 表 者	
住 所 電 話 番 号	
連 絡 先	氏名 住所 () -

下記の事業について掛川市教育委員会の後援をお願い致したく申請いたします。

事 業 名	
開 催 日 時	自 年 月 日（曜日） : 至 年 月 日（曜日） :
会 場	
入 場 料 等	
対 象 者	(募集・参加予定人数 人)
趣 旨	
内 容	
共催団体（予定）	
後援団体（予定）	
そ の 他	

- 1 事業計画書等概要が分かるもの、入場料等を徴収するときは収支予算書を添えて、ご提出ください。
- 2 団体の経歴及び実績は、規約、紹介パンフレットなど、団体の性格、目的等が明らかな書類を添付し、過去に実施した事業があるときは、その計画書及びしおり等を添付してください。
（注）この申請により許可した事業は、後援名義の使用を許可するもので、幼稚園（幼保園）、小・中学校への案内ちらし等の配布を許可するものではありません。

事業計画書

事業目的			
主催者氏名			
共催者氏名			
他の後援（推薦） 名義使用予定			
開催場所			
開催日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで		
対象範囲		参加予定人員	人
事業内容			

収 支 予 算 書

（単位：円）

項 目	金 額	説 明
収 入		
	合 計	
支 出		
	合 計	

後援名義使用許可書

第 号
年 月 日

様

掛川市教育委員会 

年 月 日に申請のあった掛川市教育委員会後援名義の使用について、次の条件により許可します。

1 事業の名称

2 許可の条件

- (1) 教育委員会は、後援に伴う事業経費の負担及びその他の援助等を一切行わないこと。
- (2) 事故防止等に関する措置を十分講ずること。
- (3) 後援名義を使用した書類（開催要綱、チラシ等）が出来たときは速やかに教育委員会に提出すること。
- (4) 後援を受けた後に、当該後援に係る事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめその内容を届け出ること。
- (5) 後援を受けた事業が終了したときは、掛川市教育委員会後援名義使用実施報告書（様式第6号）を教育委員会に提出すること。
- (6) その他

第 号
年 月 日

様

掛川市教育委員会 

「〇〇〇〇〇」の掛川市教育委員会後援名義について(不許可)

このことについて、誠に申し訳ございませんが、下記のとおり掛川市教育委員会後援名義の使用を許可いたしかねますので、通知申し上げます。

記

- 1 事業名 〇〇〇〇〇〇
- 2 主催者 〇〇〇〇
- 3 期 間 平成〇年〇月〇日（〇）午後〇時から午後〇時まで
- 4 会 場 〇〇〇〇〇
- 5 不許可の理由

掛川市教育委員会後援名義使用許可取扱要綱第4条第〇項、第〇項による。

掛川市教育委員会後援名義使用実施報告書

年 月 日

（あて先）掛川市教育委員会

許 可 日	年 月 日	文書番号	第 号
団 体 名			
代 表 者 名			
住 所 電 話 番 号			
連 絡 先	住所 () -		

掛川市教育委員会後援使用の許可を受けた次の事業について報告します。

事 業 名	
開 催 日	自 年 月 日 (曜日) : 至 年 月 日 (曜日) :
会 場	
入 場 料 等	
対 象 者	(参加者 人)
趣 旨	
内 容	
共 催 団 体	
他の後援団体	
実施後の成果	

（注）事業報告書等概要が分かるもの、入場料等を徴収したときは収支決算書を添えてご提出ください。